株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年七月十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年六月十日

仙台市若林区六丁の目西町六番一三号
新日本紙工株式会社
代表取締役　中山　師一

限定承認公告

本籍埼玉県さいたま市岩槻区大字岩槻五三八二番地、最後の住所埼玉県さいたま市岩槻区大字岩槻五三八〇番地

被相続人　亡　早川　美伸

右被相続人は平成二十四年十一月九日死亡し、その相続人は平成二十五年五月二十三日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十日

埼玉県さいたま市岩槻区大字岩槻五三八〇番地　相続財産管理人　早川　智恵

限定承認公告

本籍滋賀県近江八幡市五丁目四〇番地、最後の住所東京都狛江市猪方三丁目一番二号

被相続人　亡　西田　良

右被相続人は平成二十五年二月十八日死亡し、その相続人は平成二十五年五月二十八日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十日

東京都目黒区下目黒一丁目五番一六号―六〇一　相続財産管理人　西田　由利

限定承認公告

本籍東京都世田谷区等々力五丁目二四番地、最後の住所東京都世田谷区等々力五丁目一六番一七号

被相続人　亡　本澤　裕國

右被相続人は、平成二十四年十月二十八日死亡し、その相続人は平成二十五年六月三日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月十日

東京都新宿区左門町一三番一号四谷弁護士ビル三〇五号権藤法律事務所
限定承認者本澤正裕
代理人弁護士　権藤　世寧

株式募集事項につき通知公告

当社は、株式募集事項につき、平成二十五年五月二十九日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、募集株式の種類及び数　普通株式二百株

二、払込金額又はその算定方法　一株につき金五万円

三、現物出資に関する事項　該当なし

四、払込期日又は期間等　当社を再生債務者とする再生手続（富山地方裁判所平成二十四年(再)第五号）における再生計画認可の決定の確定の日から同再生計画認可の決定の確定の日の二箇月後の日まで

五、増加資本金及び資本準備金　出資された財産の額の全部を増加資本金の額とする。

以　上

平成二十五年六月十日

富山県射水市平野一番地
太閤山観光株式会社
代表取締役　亀谷　俊雄

訂正公告

平成二十五年六月三日（号外第一一四号）掲載の解散公告（第一回）中、「平成二十五年五月三十一日をもって」とあるは「平成二十五年六月一日をもって」の、「清算人　朽名　勇」とあるは「代表清算人　朽名　勇」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十五年六月十日

神奈川県大和市下鶴間一丁目一番一号
財団法人大和市学校建設公社
代表清算人　朽名　勇

訂正公告

平成二十五年四月十一日掲載の（甲）林物産株式会社、（乙）株式会社新陽石油に係る合併公告中、（甲）の「代表取締役　林　伊佐雄」とあるは「代表取締役　林　伊三雄」の誤りにつき訂正します。

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二八	八	場合等	場合	

平成二十五年四月十二日（号外第八十号）公布財務省令第二十九号（法人税法施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

四七ページ終りから五行目の「」に「」は

「取得価額の合計額（別表六の二(十五)付表「10」の合計）」を「」に、

「取得価額の合計額（別表六の二(十八)付表「10」の合計）」「」の誤り。

六一　三「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額（15）と（16）のうち少ない金額」（17）「」を「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額（15）と（16）のうち少ない金額」（17）「」

〃　五　関連法人対象事業年度（令第112条第7項に規定する関連法人対象事業年度をいう。第6号において同じ。）に　令第112条第7項に規定する関連法人対象事業年度に

〃　終りから七行目から五行目までを削除する。

〃　終りから四　7　「関連法人の　6　「関連法人の

七〇ページ六行目の

「「租税特別措置法施行令第34条第3項、第4項若しくは第10項又は第39条の88第3項、第4項若しくは第10項により控除する金額」」を「「租税特別措置法施行令第34条第4項、第5項若しくは第12項又は第39条の88第3項、第4項若しくは第11項により控除する金額」」」の誤り。

「「租税特別措置法施行令第34条第3項、第4項若しくは第10項又は第39条の88第3項、第4項若しくは第10項により控除する金額」」を「「租税特別措置法施行令第34条第4項、第5項若しくは第12項又は第39条の88第3項、第4項若しくは第11項により控除する金額」」」の誤り。

八六　五　有することとなった場合　有することとなつた場合

九一ページ別表十七㈠の表中

「合(26)が(27)を超える場合」は「合(26)が(27)以下である場合」

「合(26)が(27)以下である場合」は「合(26)が(27)を超える場合」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月十日付第一一九号六四ページ
◉付録　二十六日付参会第一六号二五月官報目録一六ページ

ページ●同日付政府調達第一〇六号三二ページ●四月四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
価定　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）